

ICT等を活用した障害のある人の雇用の事例

障害のある人が専門性の高い業務を担い主力となって活躍する事例



BIPROGYチャレンジド(株)では、通勤が困難な身体に障害のある人や、就職のハードルが高くなりがちな精神障害のある人を積極的に採用し、完全在宅勤務制度の導入を通して雇用の継続に繋げてきた。主な事業として、専門性の高い「ウェブアクセシビリティ診断サービス」を行っている。2021年の障害者差別解消法改正により、民間事業者にも合理的な配慮の提供が義務化されることから、業務の拡大が見込まれている。

テレワークの活用は、通勤困難者の雇用の確保に繋がりを加えるものであることに加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うリスクを低減し、事業継続を確保する点でも有効であった。物理的な距離を感じさせず、全員が安心して働けることを目指し、勤怠管理、日報管理、情報共有、メール、業務アプリなど全てITサービスを活用し、全社員がリアルタイムに情報を共有している。ITの活用に係る情報セキュリティ研修は毎年、e-learningと対面型研修で行っている。また、毎日朝夕の2回、15～30分程度のウェブ会議は、健康状態の把握も兼ねている。必要に応じて外部の産業カウンセラーに相談ができる仕組みを作るなど、外部契約も行うことで、働く環境整備に取り組んでいる。勤務時間はコアタイムなしのスーパーフレックス制を導入し、勤務時間中の中抜けを可能とするなど、個々の健康状態に合わせた働き方を推進している。

2021年度は、障害者関連団体や人材紹介会社経由からの採用に加え、新たに愛知障害者職業能力開発校経由の採用ルートを構築した。他の地域の職業訓練校等との関係も構築するなど、就業を希望する障害のある人との接点を増やすことで、事業推進の目的にあった有望な人材を発掘すべく、完全在宅勤務制度の利点も活かして全国の障害のある人を対象に採用活動を行っていく方針である。

今後も、ICTサービスを最大限に活用し、全員がリアルタイムに情報を共有し、1人1人の障害特性に合った柔軟な働き方をすすめ、働きやすく働きがいのある「職場」の態勢を継続していく。

活躍するテレワーカーからの声



<テレワーカーAさんの声>

人材紹介会社を通して入社しました。応募の決め手は、完全在宅制だったことと、元々自分が得意だったウェブに関係した業務であったことです。採用までに3回も面接が行われ、支援員や家族も交えての面接もありました。私の障害を理解してくれそうなことと、完全在宅制であっても、私の支援員とも連絡を取りしっかりサポートしてくれそうなことが、入社を決め手となりました。実際に検査業務をしていく上で、ウェブアクセシビリティ

の考え方について常に新しい発見があり、自分の能力が発揮できそうだと感じています。一日も早く戦力になれるように頑張りたいと思います。

<テレワーカーBさんの声>

病気が原因で車椅子生活しています。公共交通機関が発達していない地方では、通勤することは非常に困難なため、テレワークという働き方が私には必要でした。

コミュニケーションをとることが苦手なのですが、週一回の雑談の時間を有効に活用して何とかみんなの輪の中に入る努力をしています。最近では、沖縄、秋田、愛知から新メンバーが加わり、少し会社の雰囲気が変わってきました。変化を嫌うのではなく、変化を取り入れ自分自身も変わってもっと社会の役に立てるように頑張っていきたいと思っています。

(4) 就労に向けた各種訓練の推進

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、一般就労を希望する障害のある人に対して、就労に必要な知識や技能を獲得させるため、障害福祉サービス（就労移行支援）を実施している。身体障害、高次脳機能障害又は発達障害のある人には、生産活動、職業体験等の必要な訓練を、視覚に障害のある人には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のための教育訓練をそれぞれ行い、就労に関する相談や支援を通じて、障害のある人の適性に見合った職場への就労とその定着のための支援を行っている。

(5) 障害のある人の創業・起業等の支援

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、都道府県社会福祉協議会を実施主体として運営されている。本制度の資金種類の1つとして、「福祉資金」が設けられており、障害者世帯が生業を営むために必要な経費や技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費等の貸付を行っている。

また、経済産業省では、地域経済を活性化させるため、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）の認定市区町村（2021年12月現在で1,456市区町村）において、新たに創業を行う者に対して、ワンストップで支援する体制を整備するとともに、税制面の優遇、融資制度などの支援策を行っており、障害のある人も活用できる制度となっている。

(6) 障害のある人の就労支援における農福連携

障害者就労施設において、稲作や野菜、果樹、花き、畜産、農産加工や販売等、幅広い分野で農業活動等が取り組まれている。農業を通じて高い賃金・工賃を実現している事業所もあり、障害のある人の就労機会の確保や賃金・工賃の向上といった面のみならず、地域の農業における労働力不足への対応といった面でも意味のある取組であり、農業と福祉の連携の推進を図ることは重要となっている。

このため、農林水産省では、障害のある人の農業分野における雇用・就労の促進のため、農業用ハウスや加工・販売施設の整備、障害のある人を受け入れる際に必要となる休憩所や手すり等の安全設備の整備、障害のある人が農業技術を取得するための研修、障害のある人の農業分野での定着を支援する専門人材の育成等の取組を支援している。

一方、厚生労働省では、農福連携による障害のある人の就労支援を推進する取組として、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援事業所に対する農業に係る指導・助言や6次産業化の推進を支援するための専門家の派遣、農業に取り組む就労継続支援事業所における農福連携マルシェ（市場）の開催等を支援しており、2021年度は46道府県で支援を実施した。

これらの取組を通じて、関係省庁が連携しつつ、優良事例や支援策の周知を含め積極的に情報発信を行い、農業と福祉の連携や、それを通じた障害のある人の賃金・工賃の向上の推進に取り組むこととしている。

さらに、農福連携について、全国的な機運の醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するため、2019年4月に省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」を設置し、2019年6月の第2回会議において、農福連携を推進するための取組をまとめた「農福連携等推進ビジョン」を策定し、当該取組を関係省庁等と連携して実施している。

■ 図表3-14 農福連携等推進ビジョン（概要）

農福連携等推進ビジョン（概要）		(2019年6月4日農福連携等推進会議決定)
<p>I 農福連携等の推進に向けて</p> <p>農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参加を実現する取組。年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の向上が期待される。</p> <p>農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を生み出されることが求められる。持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営者が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待する。</p> <p>農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要がある。</p> <p>また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参加支援や犯罪・非行をした者の立ち回り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）。</p> <p>農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化する。</p>	<p>○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営者と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築 コーディネーターの育成・普及 ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進 <p>○ 障害者が働きたい環境の整備と専門人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業法人等への障害者の就労・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進 障害者就労施設等における工資・賃金向上の支援の強化 <p>○ 農福連携に取り組む経営者の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 農福連携を行う農業経営者等の収益強化等の経営発展を目指す取組の推進 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進・障害者就労施設等への経営指導 農福連携でのGAPの実施の推進 	
<p>II 農福連携を推進するためのアクション</p> <p>目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出*</p> <p>1 認知度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動 農福連携マルシェなど2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に合わせた戦略的プロモーションの実施 <p>2 取組の促進</p> <p>○ 農福連携に取り組む機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップで相談できる窓口体制の整備 スタートアップマニュアルの作成 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノック」の仕組みの構築 特別支援学校における農業実習の充実 農業分野における公的職業訓練の推進 	<p>3 取組の輪の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待 <p>III 「農福」連携の広がりへの推進</p> <p>「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ。</p> <p>1 「農」の広がりへの支援</p> <p>林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進。林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設</p> <p>2 「福」の広がりへの支援</p> <p>高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参加の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち回りに向けた取組の推進</p>	

資料：厚生労働省及び農林水産省

■ 図表3-15 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

農福連携等による障害者の就農促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

事業の趣旨	2021年度予算額 337,645千円 → 2022年度予算額 337,648千円 増▲減額 +3千円
農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。	
実施主体	<事業のスキーム>
都道府県 ※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可	厚生労働省 ↓ 補助 補助率：10/10 都道府県 農福連携マルシェの開催 ※委託による実施可 専門家の派遣等の支援等 ※委託による実施可 ↓ 障害者就労施設 ↓ 農業の取組推進⇒6次産業化 農福連携マルシェへの参加
補助内容・補助率	
<p>○ 農業等の専門家派遣による6次産業化の推進</p> <p>農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。</p> <p>○ 農福連携マルシェ開催支援事業</p> <p>農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）</p> <p>○ 意識啓発等</p> <p>農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。</p> <p>○ マッチング支援</p> <p>農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。</p> <p>※過疎地域における取組を優先的に補助。</p>	

資料：厚生労働省

(7) 職場での適応訓練

ア 職場適応訓練

障害のある人に対し、作業環境への適応を容易にし、訓練修了後も引き続き雇用されることを期待して、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主等に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には職場適応訓練費（2万4千円/月）が支給される（訓練期間6か月以内）。また、重度の障害のある人に対しては、訓練期間を長くし（1年以内）、職場適応訓練費も増額（2万5千円/月）している。

イ 職場適応訓練（短期）

障害のある人に対し、実際に従事することとなる仕事を経験させることにより、就業への自信を持たせ、事業主に対しては対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させるため、都道府県知事又は都道府県労働局長が民間事業主等に委託して実施する訓練で、訓練生には訓練手当が、事業主には、職場適応訓練費（960円/日）が支給される（訓練期間2週間以内（原則））。また、重度の障害のある人に対しては、訓練期間を長くし（4週間以内（原則））、職場適応訓練費も増額（1,000円/日）している。

(8) 資格取得試験等（法務関係）における配慮

司法試験においては、障害のある人がその有する知識及び能力を答案等に表すに当たり、その障害が障壁となり、事実上の受験制限とならないために、障害のない人との実質的公平を図り、そのハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、視覚障害者に対する措置として、パソコン用電子データ又は点字による出題、解答を作成するに当たってのパソコンの使用、拡大した問題集・答案用紙の配布、試験時間の延長等を、肢体障害者に対する措置として、解答を作成するに当たってのパソコンの使用、拡大した答案用紙の配布、試験時間の延長等を認めるなどの措置を講じている。

司法書士試験、土地家屋調査士試験及び簡裁訴訟代理等能力認定考査においては、その有する知識及び能力を答案等に表すことについて障害のない人と比較してハンディキャップを補うために必要な範囲で措置を講じている。具体的には、弱視者に対する拡大鏡の使用や記述式試験の解答を作成するに当たってのパソコンの使用、また、試験時間の延長を認める等の措置を講じている。

(9) 福祉施設等における仕事の確保に向けた取組

ア これまでの取組

「重点施策実施5か年計画」（2008年度～2012年度）において、国は公共調達における競争性及び公正性の確保に留意しつつ、福祉施設等の受注機会の増大に努めるとともに、地方公共団体等に対し、国の取組を踏まえた福祉施設等の受注機会の増大の推進を要請することとされていた。これを踏まえ、官公需（官公庁の契約）を積極的に進めるため、各府省の「福祉施設受注促進担当者会議」を開催し、更なる官公需の促進を依頼するなどの取組を行うとともに、2008年に「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）を改正し、地方公共団体の契約について随意契約によることができる場合として、地方公共団体が障害者支援施設等から、クリーニングや発送作業などの役務の提供を受ける契約を追加する措置を講じた。

また、「障害者優先調達推進法」の施行（2013年4月）にあわせて、「予算決算及び会計令」（昭和22年勅令第165号）を改正し、随意契約によることができる場合として、「慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき」を追加する措置を講じた。